

兵ト発第 71 号

公告第 554 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の介護保険料率を1000分の16.00から1000分の16.50に変更し、令和2年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については令和2年4月分保険料からとする。

介護保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	8.00/1,000	8.25/1,000
	被保険者	8.00/1,000	8.25/1,000
	合計	16.00/1,000	16.50/1,000
実施年月日		令和2年3月1日	

令和2年2月29日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理 事 長 瀧 川 博 司